

ガス安全高度化計画の見直し案  
新旧対照表（傍線部分は見直し部分）

平成28年3月14日  
経済産業省ガス安全室

見直し案	現 行
<p>第4章 供給段階及び製造段階における保安対策</p> <p>(中略)</p> <p>3. ガス工作物の経年化対応</p> <p>(1) 本支管対策</p> <p>本支管については、「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づき優先順位を設定し、対策を計画的に実施する。</p> <p>ねずみ鑄鉄管は、亀裂・折損による漏えいが発生した場合、設置環境によって、重大事故につながるリスクが高くなる可能性があることから、埋設年、土壌環境、製造方法及び口径に応じて、故障発生確率に差があることを踏まえて、優先度の高い要対策導管と維持管理導管に区分した対応を行う。対策の優先順位の高い要対策導管の入替えは、4大ガス事業者については2015年度（平成27年度）までに、他のガス事業者については2020年度（平成32年度）までに（可能な限り2015年度までに）対策を完了する。また、要対策導管に比して優先順位が低い維持管理導管については、適切な維持管理を行いつつ、より細かな優先順位付けに基づいた対策を進め、<u>2025年度までに完了する計画で対策を進める。ただし、1955年以前に埋設の小口径（直径300ミリメートル以下）の導管は2020年度までに完了する計画で対策を進める。</u></p> <p>白管、黒管、アスファルトジュート巻管の腐食劣化対策管は、埋設された土壌環境等によっては腐食が進行し、ガス漏えいにつながる可能性があることから、維持管理導管としてリスクを監視しながら、より細かな優先順位付けに基づいた対応を行う。</p> <p>(2) 内管対策</p> <p>灯外内管については「供内管腐食対策ガイドライン」に基づき優先順位を付け、保安上重要な建物については<u>国・関係機関・ガス事業者・需要家の協働により可能な限り2020年度までの改善完了に努める。ただし、公的施設については、2020年度までの改善完了を目指す。</u></p> <p>ただし、内管は需要家資産であり、需要家（所有者または占有者）の理解及び協力が前提となることから、国の安全情報広報事業をはじめとした各種安全周知活動を実施するとともに、改善の同意を得られなかった需要家についても、<u>ガス事業者は</u>各種業務機会を捉え、定期的な周知・啓発を行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>第4章 供給段階及び製造段階における保安対策</p> <p>(中略)</p> <p>3. ガス工作物の経年化対応</p> <p>(1) 本支管対策</p> <p>本支管については、「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づき優先順位を設定し、対策を計画的に実施する。</p> <p>ねずみ鑄鉄管は、亀裂・折損による漏えいが発生した場合、設置環境によって、重大事故につながるリスクが高くなる可能性があることから、埋設年、土壌環境、製造方法及び口径に応じて、故障発生確率に差があることを踏まえて、優先度の高い要対策導管と維持管理導管に区分した対応を行う。対策の優先順位の高い要対策導管の入替えは、4大ガス事業者については2015年度（平成27年度）までに、他のガス事業者については2020年度（平成32年度）までに（可能な限り2015年度までに）対策を完了する。また、要対策導管に比して優先順位が低い維持管理導管については、適切な維持管理を行いつつ、より細かな優先順位付けに基づいた対策を進める。</p> <p>白管、黒管、アスファルトジュート巻管の腐食劣化対策管は、埋設された土壌環境等によっては腐食が進行し、ガス漏えいにつながる可能性があることから、維持管理導管としてリスクを監視しながら、より細かな優先順位付けに基づいた対応を行う。</p> <p>(2) 内管対策</p> <p>灯外内管については「供内管腐食対策ガイドライン」に基づき優先順位を付け、保安上重要な建物については<u>国の補助金制度を積極的に活用し、4大ガス事業者については2015年度まで、他のガス事業者は可能な限り2015年度までの完了を目指す。</u></p> <p>ただし、内管は需要家資産であり、需要家の理解及び協力が前提となることから、国の安全情報広報事業をはじめとした各種安全周知活動を実施するとともに、改善の同意を得られなかった需要家についても、各種業務機会を捉え、定期的な周知・啓発を行う。</p> <p>(後略)</p>

## ガス安全高度化目標の達成に向けた実行計画(アクションプラン)

### <ロードマップ>

(凡例 「★」:需要家の協力が必要なもの 「☆」:他工事事業者の協力が必要なもの)

#### ▼(見直し案)

##### 2. 供給段階及び製造段階における保安対策

対 策	2010年	2020年	2030年	実施主体
■ガス工作物の経年化対応				
○灯外内管対策(保安上重要な建物)				
・優先順位付けに基づいた対策実施の推進(国の補助金制度等の活用)	対策実施(全事業者) →			事業者(★)

#### ▼(現行)

##### 2. 供給段階及び製造段階における保安対策

対 策	2010年	2020年	2030年	実施主体
■ガス工作物の経年化対応				
○灯外内管対策(保安上重要な建物)				
・優先順位付けに基づいた対策実施の推進(国の補助金制度等の活用)	対策実施(4大事業者) →			事業者(★)

# ガス安全高度化計画（抜粋）

## はじめに

我が国のガス事業<sup>1</sup>は、これまで1世紀以上にわたって国民生活と産業活動に不可欠なエネルギーを供給する担い手として重要な役割を果たしてきた。同時に、ガス事業の根幹である保安の確保には十分な配慮がなされてきたが、安全・安心に対する国民の意識の高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

これまで、国及びガス事業者は、平成10年3月にガス安全高度化検討会<sup>2</sup>が取りまとめた報告書（ガス安全高度化検討会報告書）に基づき、平成22年を目標年次とするガス安全高度化目標の達成に向けて、種々の保安対策に取り組んできた。この間、国及びガス事業者のたゆまぬ努力の結果、死亡事故や人身事故のような重大な事故については着実に改善が見られ、ここ数年は交通事故や火災事故等他の事故と比べても低い水準まで低減が図られてきた。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、またガス事業の安全・安心に対する社会の要求がますます高まっていることから、今後も一層の安全高度化が求められる。

ガス安全高度化検討会報告書においては、保安レベルを維持しつつ合理的な規制体系への転換に向けた施策の基本的方向として、①各主体の自己責任を原則、②国の関与は必要最小限、③事後規制の機動的・効果的発動、④情報公開の徹底、の4点が示された。国及びガス事業者は、ガス安全高度化検討会報告書で示された安全高度化目標の達成に向け、合理的な規制体系への転換を図りつつ、過去の事故・災害から得られた教訓を踏まえ、保安対策を強化してきた。具体的には、ガス事業法改正による自己責任原則に基づく規制体系の見直し、原子力安全・保安院の発足に伴う保安行政の独立性の確保、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素（CO）中毒事故を契機とした製品安全対策の強化、北海道北見市のガス漏れ事故を踏まえた導管管理方法の見直し、消費者庁の発足に伴う事故情報の通知・集約体制の整備等が挙げられる。また、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震を踏まえた検討・提言に基づいた地震対策を講じてきた。

こうした中、目標年次を迎えた平成22年5月以降、原子力安全・保安院では、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会において、これまでの保安対策の実施状況及び目標の達成状況を分析・評価するとともに、今後必要とされる保安対策の方向性を示す新たな安全高度化計画を設定すべく検討を重ねてきた。本報告書は、ガスの保安を巡る更なる情勢の変化や保安対策の進捗等を踏まえつつ、今後10年間を見据えたガスに関する地震対策を含めた総合的なガスの保安対策として取りまとめたものである。

<sup>1</sup> ガス事業：都市ガス事業（一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業）をいう。

<sup>2</sup> ガス安全高度化検討会：都市ガスに係る安全確保のあり方を検討するため、1992年に当時の資源エネルギー庁公益事業部に設置された。